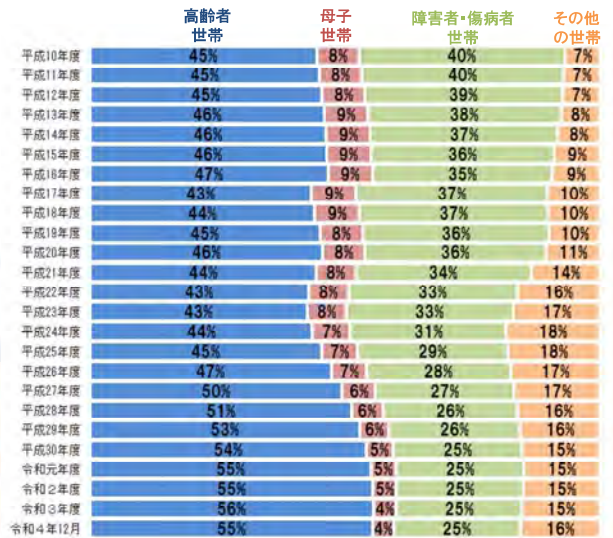
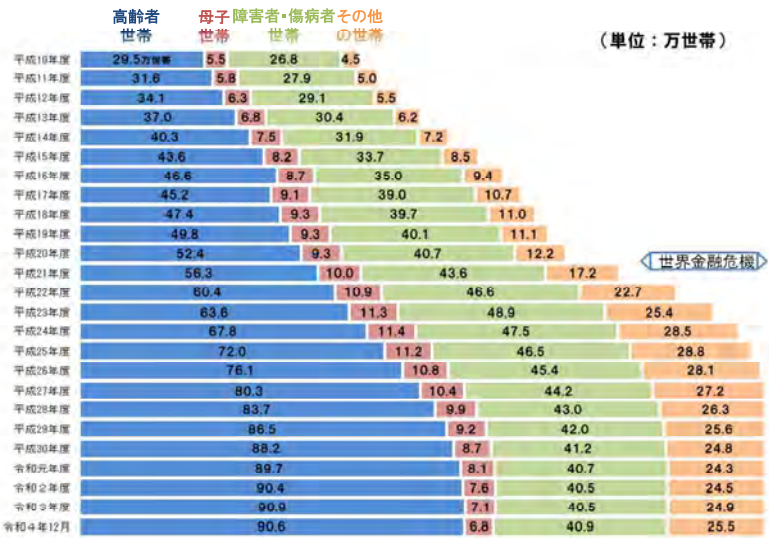


世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

世界金融危機後、「その他の世帯」の割合が大きく上昇した。
「母子世帯」は減少傾向となっているが、「高齢者世帯」は増加傾向にある。

■ 世帯類型別の生活保護受給世帯数の推移

■ 世帯類型別の構成割合の推移

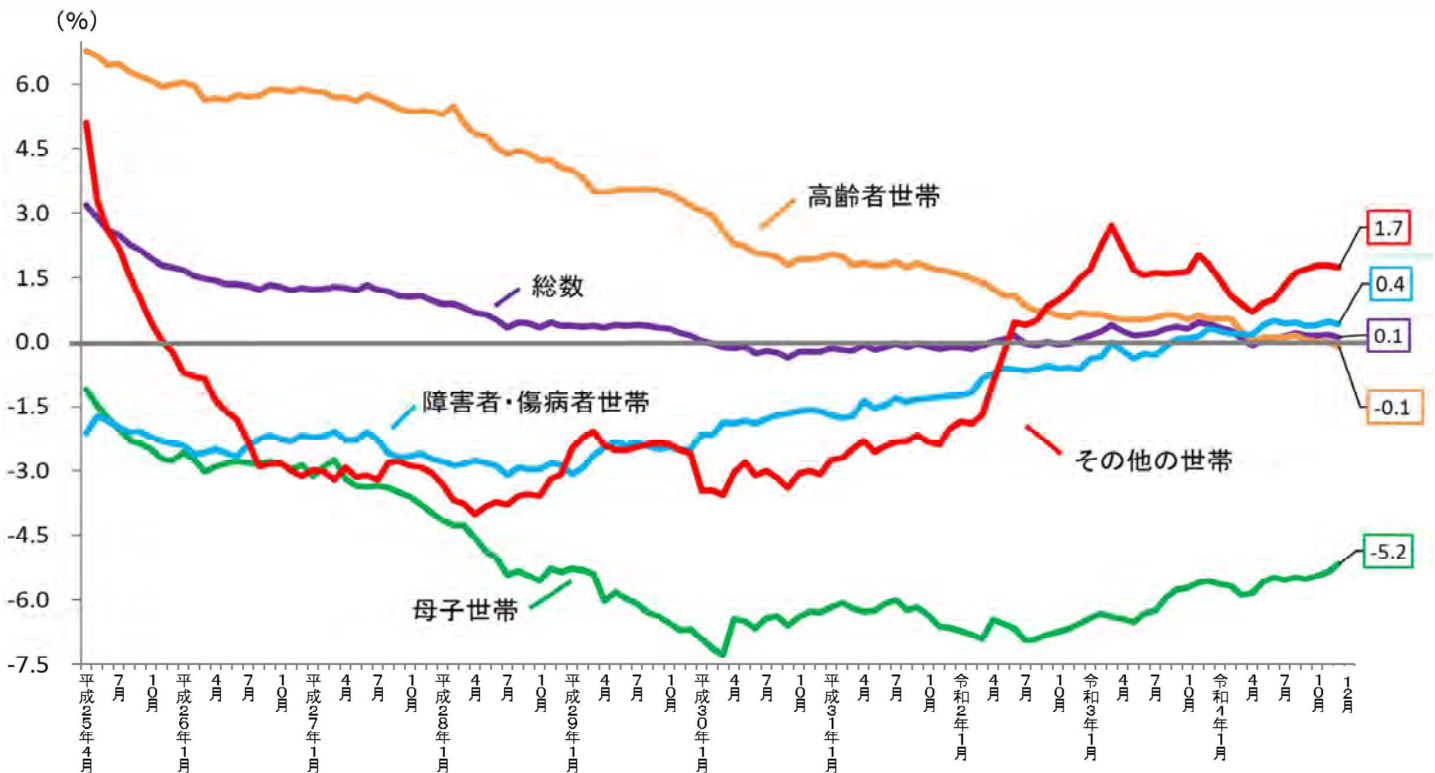


※ 高齢者世帯の92.5%が単身世帯（令和4年12月）。
注：世帯数は各年度の1か月平均であり、保護停止中の世帯は含まない。
資料：被保護者調査 月次調査（厚生労働省）（平成23年度以前は福祉行政報告例）（令和4年12月分は速報値）

世帯類型の定義

- 高齢者世帯：男女とも65歳以上（平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上）の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯
- 母子世帯：死別・離別・生死不明及び未婚等により現に配偶者がいない65歳未満（平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満）の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯
- 障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯
- 傷病者世帯：世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯
- その他の世帯：上記以外の世帯

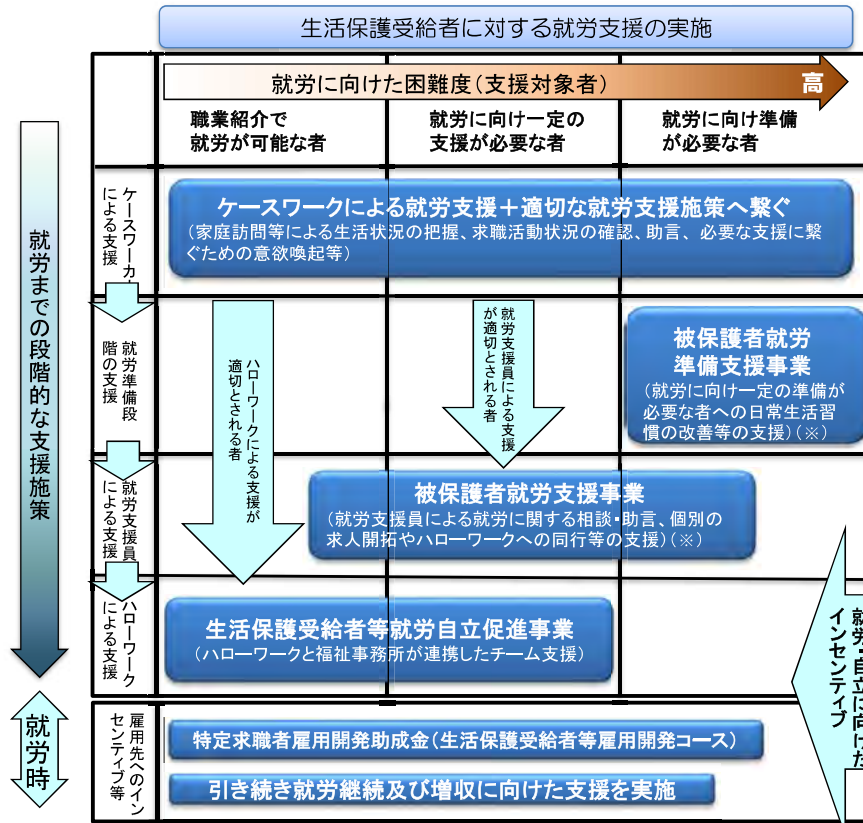
世帯類型別被保護世帯数の対前年同月伸び率の推移



資料：被保護者調査 月次調査（厚生労働省）（平成24年3月以前は福祉行政報告例）（令和4年4月以降は速報値）

※総数には保護停止中を含む。

生活保護受給者に対する就労支援施策について



※就労体験等の場として認定就労訓練事業も利用可能

【参考】就労支援事業等の参加状況 (R2年度)

事業対象者	参加者	参加率
191,506人	93,181人	48.7%
	就労増収者	就労増収率
	32,097人	34.4%

・改革工程表KPI (達成時期: 2025年度まで)
事業に参加可能な者の参加率 65%
事業参加者のうち就労増収者の占める割合 50%

【内訳】※ 重複して支援を受けているものも含めて計上

- 生活保護受給者等就労自立促進事業 (参加者) 46,288人 (就労増収者) 25,811人 (55.8%)
- 被保護者就労支援事業 (参加者) 65,854人 (就労増収者) 18,202人 (27.6%)
- 被保護者就労準備支援事業 (参加者) 6,850人 (就労増収者) 918人 (13.4%)
- その他自治体の独自事業 (参加者) 3,452人 (就労増収者) 926人 (26.8%)

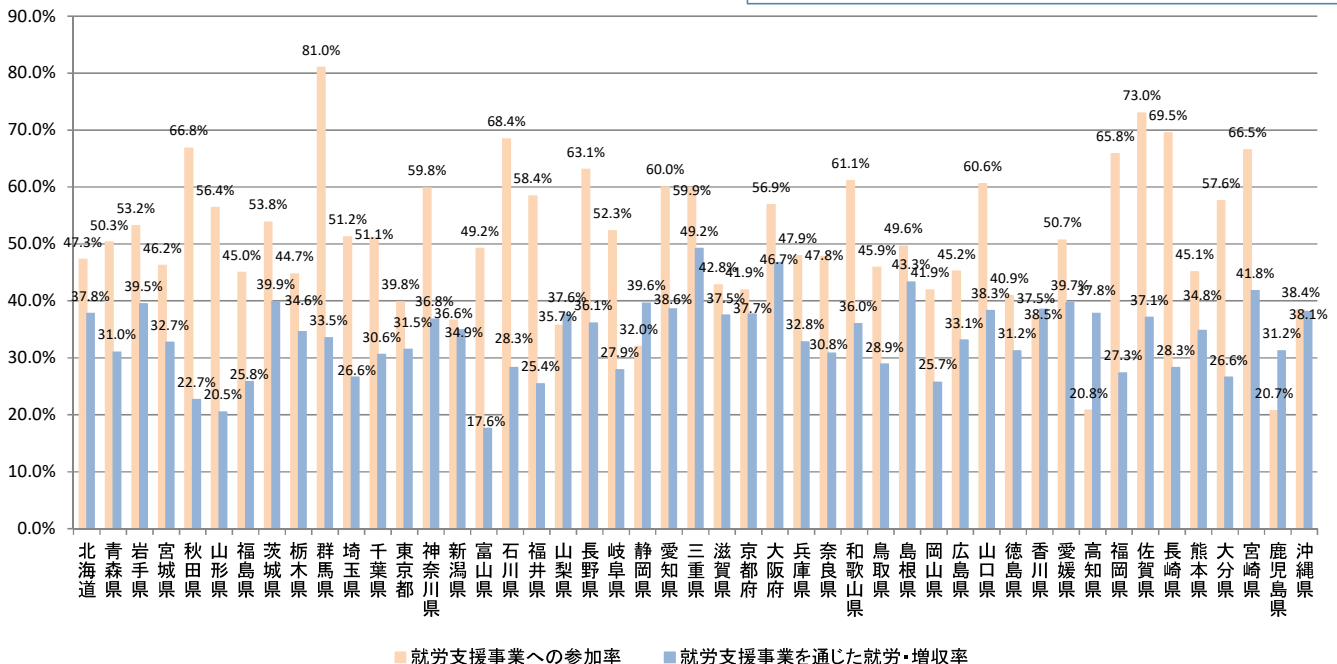
就労・自立インセンティブの強化

- 就労自立給付金**
【保護受給中の就労収入のうち一定額を仮想的に積み立て、保護廃止時に支給するもの】
(上限 単身世帯10万円 多人数世帯 15万円)
- 勤労控除**
【就労収入から一定額を控除し、収入の一部を手元に残す制度】
(最低控除額 15,000円)
- 就労活動促進費**
【積極的に就労活動に取り組んでいる者に就労活動に必要な経費の一部を支給するもの】
(月5,000円 原則6ヶ月以内)

就労支援事業の実施状況の地域差

- 就労支援事業への参加率を都道府県別にみると、最も高い県と低い県との間には約60ポイントの差がある。
- 就労支援事業を通じた就労・増収率を都道府県別に見ると、最も高い県と低い県との間には約32ポイントの差がある。

全国平均: 就労支援事業への参加率 48.7%
就労支援事業を通じた就労・増収率 34.4%



出典: 令和2年度実績(厚生労働省社会・援護局保護課調べ)